

# 旧免許状所持者の教員免許状の扱いフローチャート



Q

修了確認期限時点で現職教員※でしたか。

〔更新をしたことがない方は次のページから修了確認期限をご確認ください。〕  
〔更新をしたことがある方は更新講習確認証明書等でご確認ください。〕

はい

いいえ

令和4年7月1日以降、  
生涯有効な教員免許状です。



更新していない場合

(更新したが修了確認期限が令和4年7月1日以前の場合)、

所持している教員免許状が  
**全て失効している可能性があります。**

一度状況を確認しますので、

愛知県教育委員会教職員課人事企画・教員免許グループ (☎052-954-6772) まで  
ご連絡ください。



## ※現職教員について

認定こども園で保育教諭として勤務していた場合も現職教員に  
該当します。認可保育所等で保育士として勤務していた場合は  
現職教員に該当しません。

判断が難しい場合は、愛知県教育委員会教職員課人事企画・  
教員免許グループ (☎052-954-6772) までご連絡ください。



## 栄養免許状を持つ方以外の最初の修了確認期限

グループ	対象者の生年月日	最初の修了確認期限
1	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日 昭和40年4月2日～昭和41年4月1日 昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	平成23年3月31日
2	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日 昭和41年4月2日～昭和42年4月1日 昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	平成24年3月31日
3	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日 昭和42年4月2日～昭和43年4月1日 昭和52年4月2日～昭和53年4月1日	平成25年3月31日
4	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日 昭和43年4月2日～昭和44年4月1日 昭和53年4月2日～昭和54年4月1日	平成26年3月31日
5	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日 昭和44年4月2日～昭和45年4月1日 昭和54年4月2日～昭和55年4月1日	平成27年3月31日
6	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日 昭和45年4月2日～昭和46年4月1日 昭和55年4月2日～昭和56年4月1日	平成28年3月31日
7	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日 昭和46年4月2日～昭和47年4月1日 昭和56年4月2日～昭和57年4月1日	平成29年3月31日
8	昭和37年4月2日～昭和38年4月1日 昭和47年4月2日～昭和48年4月1日 昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	平成30年3月31日
9	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日 昭和48年4月2日～昭和49年4月1日 昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	平成31年3月31日
10	昭和39年4月2日～昭和40年4月1日 昭和49年4月2日～昭和50年4月1日 昭和59年4月2日～	令和2年3月31日

## 栄養免許状を持つ方の最初の修了確認期限

グループ	対象者の生年月日	最初の修了確認期限
1	平成18年3月31日以前に 栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成28年3月31日
2	平成18年4月1日から平成19年3月31日までに 栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成29年3月31日
3	平成19年4月1日から平成20年3月31日までに 栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成30年3月31日
4	平成20年4月1日から平成21年3月31日までに 栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成31年3月31日